

# 区民施設協会・せや 緊急対応マニュアル・地震編

制定平成 23 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第1条 このマニュアルは、発災の予測が困難な突発的な地震時及び東海地震が発生するおそれがあるとされた場合に発せられる「警戒宣言」が発せられた際の対処法をあらかじめ定めておくことにより、区民施設協会・せやが管理運営する施設の開館時における利用者の安全と施設の保全対策を円滑に処理することを目的として定める。なお、夜間等の閉館時においては、緊急連絡網による災害対策本部等からの連絡・指示に従い対応することとする。また、何らかの被害が想定される程度に強い地震があった翌朝の開館時には、館長等は事前に被害の有無を目視により調査するとともに、利用者の安全を確認しなければならない。

### (日常からの防災意識)

第2条 協会職員は、瀬谷区地域防災計画(地震対策編)を常に念頭に置き、緊急時における利用者の安全確保のためにいかに対応するかについて、平常時においても常に一定の緊張感を持って意識しておくことが望まれる。

#### (1) 日常からの館内安全点検

- ア 防災・消防設備の機能点検
- イ 什器・備品類の固定・転倒防止措置
- ウ 高所物品類の落下防止措置
- エ 窓ガラス・戸棚ガラスの飛散防止
- オ 書棚・収納棚・観音開き戸棚の中身の飛び出し防止
- カ 壁面の額・天井からの吊り下げ物の落下防止

#### (2) 消防用具、防災用具の保管点検

- ア 保管状況
- イ 備蓄物品の補充
- ウ 保管場所の周知措置

#### (3) 協会職員は、日頃から当該施設の避難先となる最寄りの一時避難場所、地域防災拠点、広域避難場所の位置及びこれら避難先に至る安全な避難経路を確認しておくものとする。

### (正確な情報把握と適切な対応)

第3条 協会職員は、協会事務局から緊急連絡される区災害対策本部及び区地域振興課その他関係防災機関等からの情報・連絡・指示に従い、その場における最も適切な方法により迅速に対処しなければならない。

2 協会職員は、テレビ・ラジオ等により、常に最新でかつ正確な情報の把握に努め、これに基づきその場における最も適切な方法により迅速に対処しなければならない。

### (複合施設間の相互応援・協力体制)

第4条 地域ケアプラザ又は学校施設と複合する地区センター及びコミュニティ・スクールの館長等は、緊急時にこれらの施設と相互応援・協力体制が取れるよう努めなければならない。

## 第2章 突発的な地震発生時の対応

### 第1節 職員の行動基準

(職員の行動)

第5条 職員は、突発的に地震が発生したときは、利用者の安全を最優先に行動することとし、被害の防止に努めるものとする。

2 勤務中の職員は、その場に合った方法により、まず自分の安全確保に努め、職員同士が協力して被害の防止及び利用者の安全確保と避難誘導に努めるものとする。

- (1) 落下物から座布団等で頭を守る。
- (2) 素早く、身近の丈夫なデスク・テーブル・家具等に身を隠す。
- (3) 素早く火の始末をする。
- (4) その他の火気、危険物を始末する。
- (5) ガスの元栓を閉じ、電源ブレーカーを落とす。
- (6) 避難路を確保する(建物の歪みで、扉が開かなくなる場合がある。)
- (7) 冷静に行動し、慌てて外に飛び出さない。

3 勤務中でない職員は、前項に準じて、まずは自分の安全を確保した上で、家族等の安全確認及び必要な避難・誘導措置を行ったうえで待機し、区災害対策本部等からの指示に基づく館長等の指示を受けて災害対策業務に備えるものとする。なお、待機するときは、行動がとり易く、安全性がある長袖シャツ・ズボン・帽子・軍手・厚底の長靴等に替えておくことが望ましい。

(パニックの防止措置)

第6条 協会職員は、突発的に地震が発生した場合に来館者がパニックになって、施設の出入口等に殺到しての事故とならないよう、即時に館内放送を通じて、来館者に対して落ち着いた行動をとるよう指示・誘導する。

- (1) 避難時の注意事項の指示
- (2) エレベーター使用は禁止及び階段使用
- (3) 館外待機場所の指定

2 区災害対策本部から避難の勧告又は指示があったときは警備本部(警察署)、消防地区本部(消防署)、その他の防災関係機関の誘導・指示に従って避難しなければならない。

(被害の拡大防止措置)

第7条 館長等は、職員の身に危険が及ばない範囲内で被害の拡大防止措置を行うよう努める。

(応急復旧)

第8条 館長等は、地震の本震が治まったときに、館内に物品類が散乱している場合は、職員及び来館者の協力を得て、これを片付けるなど応急の復旧を行う。

### 第2節 出火時の対応

(出火時の緊急対応)

第9条 地震により出火した場合は、消防計画に準拠して消火・避難等を迅速かつ適切に行うものとする。

2 出火を発見した場合は、できる限り大声で館内に出火を知らせるとともに、利用者の安全を最優先

に避難誘導を行うものとする。

- 3 職員は、可能な場合は来館者の応援を求め、協力して消火器・水バケツ等により初期消火に努める。初期消火にあたっては、時期を失しない時間内に消防への出火通報と消火の緊急出動を要請しなければならない。また、初期消火にあっても、炎が天井まで延焼してしまった場合は、初期消火での鎮火は困難と判断し、出火箇所から避難しなければならない。
- 4 出火箇所から避難する際は、取り残された利用者又は職員がいないことを確認したうえで、出火箇所に通じるドアを遮蔽し、空気の流通遮断及び煙の充満又は流出防止に努める。
- 5 避難路は、原則的に2方向避難が可能となっているので、低い体勢を保ちながら防災・防煙に留意しつつ、下層階方向へ速やかに避難する。

### 第3章 区災害対策本部の設置・指示等

#### 第1節 区災害対策本部の設置

(瀬谷区災害対策本部の設置)

第10条 区本部長(区長)は、次の基準により瀬谷区役所内に「瀬谷区災害対策本部」を設置する。

- (1) 市長が、市域に地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図る必要があると認め、指示をしたとき。
- (2) 区本部長(区長)が、区域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図るため必要と認めるとき。

2 区本部を設置したときは、直ちに瀬谷警察署、瀬谷土木事務所、瀬谷消防署などの機関に連絡される。

(区役所からの連絡・指示)

第11条 区災害対策本部の情報・指示は地域振興課を通じて、区民施設協会・せやに対し連絡がされる。

- 2 協会職員は、瀬谷区災害対策本部の情報・指示に加え、テレビ・ラジオ・電話等で注意報・警報・警戒宣言等の情報を逐次的確につかんで、利用者の安全を最優先として適切に対応する。

(非常時参集)

第12条 協会の常勤職員は、震度5強以上の地震(震度5強以下の場合であっても被害が発生している場合を含む。)が発生した場合は、各勤務施設に自動参集し、館長等の指示のもとに役割を分担して当該施設の災害対策業務に従事する。

- 2 館長等は、被害の予防、被害の拡大防止又は災害復旧のために必要と認めるときは、スタッフの協力を得て、保安要員を配備することができる。この場合において、配備の措置が終了した時点で保安要員の人数・氏名・時間数等を協会事務局へ報告する。なお、勤務施設の近傍に居住する職員の場合は、特に非常参集(有給)を要請される可能性があるため、留意されたい。

#### 第2節 緊急連絡体制等

(協会から各施設への通報)

第13条 協会事務局が区からの連絡・指示を受けたときは、その都度逐次速やかに、その連絡内容及び指示事項を別紙様式-1により各施設へ通報し、原則として電話・FAX・Eメールにより、協会全体が緊急連絡体制に入るものとする。

- 2 各施設への情報の通報は、原則としてFAX・Eメールにより行う。
- 3 FAX・Eメールの通信回線・機器の不具合で送信不能な場合は、やむを得ず電話その他の方法とする。

(緊急連絡体制)

第14条 協会内外の総括連絡責任者の任は事務局長があたる。

- 2 緊急連絡体制に入った際は、各施設の館長が連絡責任者の任にあたる。館長が不在の場合は、勤務中の副館長が連絡責任者の任にあたる。コミュニティ・スクールにあっては、勤務中のスタッフが連絡員を代行する。この場合においては、可能な限り館長と連絡が取れるよう、出先の連絡先の把握に努める。なお、緊急時に個人の携帯電話が活用できるよう、日頃から相互の携帯番号登録がなされていることが望ましい。
- 3 連絡責任者は、事前の気象情報等で緊急連絡体制に入ることが予測される場合で、事情やむを得ず緊急連絡先以外の場所へ外出するときは、支障ない範囲で、あらかじめ代替となる連絡先又は連絡方法を他の職員に予告しておくよう努めなければならない。
- 4 コミュニティ・スクール館長は、特に前項の予告に留意し、協会事務局と直接に連携が取れるよう努めなければならない。こどもログハウスは、館長職がないため連絡員を主体に協会事務局が直接連絡調整にあたる。
- 5 連絡員の代行の任にあたるコミュニティ・スクールスタッフ及びログハウススタッフは、一般の時給職員である点を考慮し、過度の連絡責任を課してはならない。

(非常時におけるトラブル防止)

第15条 緊急時は平常時でないため、施設利用の可否等の電話紹介等が予測される。こうした時には、住民対応に係るトラブルが発生しやすい傾向があるので、特に住民対応に留意する。

### 第3節 来館者の安全確保と避難誘導対策

(来館者への周知措置)

- 第16条 館長又は連絡責任者(以下、「館長等」という。)は、前記通報を受けたときは、館内及び入口に警報が発令されたことを表示するポスター又は垂れ幕を掲出するとともに、その旨を館内放送するなど利用者への周知措置をとる。
- 2 通報の内容によっては閉館となる可能性があるため、新たな来館者には、同様にその通報の骨子を周知する。

(掲出例)	<p style="text-align: center;">発生したため</p> <p style="text-align: center;">発生するおそれがあるため</p>	<p style="text-align: center;">瀬谷区災害対策本部設置されました。</p>
{	<p>地震災害が</p>	
	<p style="text-align: center;">危険ですのでご注意ください。</p>	

- 3 館長等は、周知措置が終了したときは、措置結果を協会事務局に報告することとする。なお、この報告に併せて、施設の周辺(被害)状況・施設(壁面の損壊・ガラス破損等)の現況・現在の利用者数等を別紙様式-2の措置結果報告書により協会事務局に情報提供することとする。

(被害の予防措置)

第17条 館長は、地震が発生したときは、速やかに施設構内の巡回点検を行い、危険の除去等の災害

予防措置をとるよう努める。

- 2 館長等は、職員の身に危険が及ばない範囲内で次のような被害の予防措置を行うよう努める。
  - (1) 自転車の転倒等が原因の歩行者事故の防止
  - (2) 外構の器物の強震による飛散・落下防止措置
  - (3) 屋根、壁面ガラスの落下防止
- 3 被害予防の対応を図るため、あらかじめ、応急措置に使用できると想定される機材、用具(懐中電灯、防災用ビニールシート、モップ、雑巾類、ワイヤー(針金)、ロープ、ガムテープ、スズランテープ、ハンマー、ドライバー、ペンチ等の工具類)を整理・保管しておくことが望ましい。

(来館者の避難誘導)

第18条 協会職員は、非常の場合に来館者がパニックになって、施設の出入口等に殺到して事故とならないよう落ち着いた行動をとるよう指示・誘導する。

- (1) 避難時の注意事項の指示
  - (2) エレベーター使用は禁止。階段の使用
  - (3) 館外待機場所の指定
- 2 区災害対策本部から避難の勧告又は指示があったときは警備本部(警察署)、消防地区本部(消防署)、その他の防災関係団体の誘導・指示に従って避難しなければならない。

(被害の拡大防止措置)

第19条 館長等は、職員の身に危険が及ばない範囲内で被害の拡大防止措置を行うよう努める。

## 第4節 閉館準備

(各施設で異常情報を確知した時の対応)

第20条 所管施設において、利用者等から次に掲げる異常情報を得たときは、その情報の出所と場所を確認するとともにその異常の概要を手際よくまとめて近傍の警察・消防等に通報し、その情報の真偽を確かめるとともに指示を仰ぐものとする。

- (1) 附近の土砂の流出、地形地質の変形情報
  - (2) 付近河川の溢水情報
  - (3) 附近の橋・堤等の地形地物の流失情報
  - (4) 強震による家屋の倒壊情報
  - (5) 強震による樹木の倒木・電柱の倒柱情報
  - (6) 強震による電話線・電力線の断線情報
- 2 前項の通報後、警察・消防の指示があるまでの間、館長等は必要に応じて緊急の閉館措置が取れるよう諸準備を進める。

(ライフラインの確保)

第21条 水道・電気・ガス・電話等のライフラインが途絶したときも、第16条と同様とする。

## 第5節 救急・救護措置

(救急・救護)

第22条 館長等は、日頃から救急医療・休日急患診療に対応できる近隣の医療施設の所在・連絡先等を把握しておくよう努める。

- 2 来館者に傷病が生じた場合においては、必要に応じて応急措置に努める。ただし、この応急措置を除いて、スタッフは治療に類似した行為は行わない。傷病の状況を的確に判断し、必要があるときは、119番通報し、救急車の出動を要請する。この場合、傷病の状況と救急車による搬送先等を家族・その他の連絡先に必ず連絡する。応急の措置結果は、別紙様式-3の事故連絡票により協会事務局へ速やかに報告する。協会事務局は、事故連絡票により、区地域振興課へ報告する。

(近隣住民が一時避難をして来た場合の対応)

第23条 地区センターは地震対策上でも特別避難場所にはなっていないが、震災で避難者が多数のため防災拠点のスペースが不足する場合には補充的避難場所として開設される場合がある。

- (1) この場合は、みだりに入館を拒まない。
- (2) 避難者の住所・氏名を確認し、健康状態や被災の状況等を聴取して、館長等に報告する。
- (3) 館長等は、ロビーの一角又は空室等のスペースを一時的な控えの場として提供し、待機させる。その際、当施設は特別避難場所にはなっていないために非難設備や備蓄資材がないこと及び食糧等の供給がスムーズ行えない等を説明し理解を得るよう努める。
- (4) 館長等は、区地域振興課又は区災害対策本部に至急で連絡して、帰宅を勧告するか避難を誘導するか等の指示を仰ぐ。
- (5) 館長等は、事実経過を取り急ぎ電話連絡で協会事務局に報告する。
- (6) 館長等は、地域振興課又は区災害対策本部の指示に基づき、避難住民に帰宅を勧告するか区が指示する指定の避難場所を教示して、誘導する。
- (7) 対応の結果は、協会へ電話で報告し、協会を通じて区へ顛末を報告する。

(緊急応援の要請)

第24条 災害の防止、被害の拡大防止のため緊急の応援を要すると判断されるときは最寄りの警察・消防・土木事務所等の関係機関に緊急応援を要請するものとする。

## 第6節 閉館措置

(閉館措置)

第25条 地区センターの場合、館長等は避難勧告が出される等災害の危険が予想される場合及び施設の正常な運用が困難であり、かつ利用者の安全に危惧があると判断したときは、以下の措置を行い臨時に閉館することができる。この場合は、速やかに協会事務局へ報告する。ただし、地区センターで地域ケアプラザとの併設館の場合は、事前に地域ケアプラザと調整し、対処する。

- (1) 来館している利用者の理解を得るよう調整する。
  - (2) センター委員会会長に連絡する。
- 2 コミュニティ・スクールの場合、館長が当日の予定で団体利用の申込がなく、利用者への支障がないと判断したときは、気象状況によっては、以下の措置を行い臨時に閉館することができる。
- (1) 学校側と調整する。
  - (2) 協会事務局と協議し、調整する。
  - (3) 運営委員会会長に連絡する。
- 3 こどもログハウスの場合、学校施設は警報の発令により休校となるため、この措置に合わせてこどもログハウスを休館とするよう協会事務局が指示する。この場合、運営委員会会長への連絡は、協会事務局が行う。
- 4 協会事務局が施設を閉館することが適当と判断したときは、区地域振興課へ報告し、速やかに各施設へ指示するものとする。
- 5 前4項により臨時に閉館したときは、閉館に伴い施設利用ができなくなる時間帯の関係団体の代表

者等に対して、その旨を連絡し周知を図らなければならない。

- 6 閉館の方法は、次の2種類がある。その選択は、地区センターにあつては館長が決定し、協会事務局へ報告し、その他の施設にあつては協会と協議して、館長が決定する。
  - (1) 館長は待機する連絡員を指名し、又は待機の解除を行う。なお、協会事務局から警報が解除された旨の連絡があつた場合は、それをもって自動的に解除されたものとする。
  - (2) 待機なしの閉館としたときは、次のとおりとする。
    - ア 門扉、正面玄関等に、臨時の閉館中であることを掲示する。
    - イ 留守番電話に、臨時閉館中のメッセージをセットする。
    - ウ 館内の消灯、戸締まりを確認して、速やかに退館する。なお、館内への浸水予防措置や外構の器物の強風による飛散・落下防止策は可能な範囲で留意する。
    - エ 退館時に、全員退館する旨を協会事務局に最終連絡する。
- 7 閉館措置により退館する職員は、自己責任のもとで自らの安全に留意して帰宅し、何時でも参集できる体制で自宅待機しなければならない。また、警報が解除され、館長等が改めて開館を決定したときは、その旨の連絡により指定時間までに施設へ参集するものとする。
- 8 閉館による常勤職員(館長・副館長)の処遇については、自宅待機とし、出勤扱いとする。また、時給職員(当日のローテーションに該当するスタッフ等)の処遇については自宅待機とし、出勤扱いとする。ただし、警報が解除されて開館が決定した場合、または当日中は開館しないことが決定されるなど、自宅待機の必要がなくなった場合は、館長等の連絡をもって、その時点で自宅待機は解除され、出勤扱いも停止される。
- 9 閉館による利用料金の取扱いについては、利用者団体からの申出により、別の利用時間帯に振替えすることができるものとする。

#### 第4章 「警戒宣言」が発令されたときの対応

(「警戒宣言」の意義等)

- 第27条 観測データに異常が認められると、「地震防災対策強化地域判定会」が招集され、大規模地震に結びつくかどうかの判定がされ、必要とされた場合は、閣議決定により内閣総理大臣名で「警戒宣言」が発令される。なお、この「警戒宣言」は、避難命令ではないので、慌てて混同しないよう注意が必要である。
- 2 横浜市域は、「東海地震に係る地震防災強化地域」には指定されていないが、東海地震発生時には震度5程度の揺れが予測されている。そこで、横浜市は、この強化地域に準じた準備体制をとることとなっている。

(判定会召集から警戒宣言が発令されるまでの対応)

- 第28条 区は、判定会の招集情報を受けて、「区災害対策本部」の設置準備を進め、市・区の職員は動員先に参集する。
- 2 判定会において観測データの分析がされている間に、テレビ・ラジオ等を通じて情報に注意し、水などの備蓄や車の使用抑制などの一般的注意が広報される。また、区長は、各地域防災拠点運営委員会等に情報を伝達し、運営委員会の開設準備を要請する。
  - 3 協会の常勤職員は、緊急連絡網による連絡により勤務施設へ参集し、区地域振興課からの情報・指示を待ち、警戒にあたるとともに災害発生に備える。

(警戒宣言が発令されたときの対応)

- 第29条 「警戒宣言」が発令されると、直ちに区に「災害対策本部」が、消防署に「地区本部」が設置される。市・区職員は指定の配備体制に就き、警戒にあたる。
- 2 社会的混乱の防止と防災措置を周知するため、各防災組織を通じ、またテレビ・ラジオ、広報車、消

防ヘリコプターにより警戒宣言発令に伴う対応行動の呼びかけがされる。

- (1) 冷静な行動と情報に注意すること
- (2) 緊急貯水(飲料水・生活用水)を行い、食料・医薬品・消火器等を確認すること
- (3) 非常持出品を確認し、準備すること
- (4) 火気使用を自粛すること
- (5) 自動車使用を自粛すること
- (6) 食料品の買出し等の外出を自粛すること
- (7) 屋内重量物の転倒防止等の措置をとること
- (8) その他緊急に措置すべき事項

### 3 防災信号の発信

- (1) 警鐘……5点警鐘、休止後5点警鐘が繰り返し発信される。
- (2) サイレン……45秒鳴り、15秒休止が繰り返し吹鳴される。

### 4 警戒宣言が発令されると、事業者には次のような対応が要請される。

- (1) テレビ・ラジオによる正確な情報の入手
- (2) 防火管理者などを中心とする自主防災体制の確立
- (3) 消防計画に基づく防災措置の実施
- (4) 原則として火気使用の中止、設備の点検、食料及び飲料水の確保
- (5) 公会堂等不特定多数の人を収容する施設の閉館自粛
- (6) 危険物取扱い施設の営業自粛
- (7) 従業員の帰宅は、交通機関の混乱を考慮し、時差退社の実施
- (8) 公共交通車両以外の車使用の自粛
- (9) 自動車使用の退社の自粛

(施設の緊急閉館)

第30条 各館長等は、警戒宣言が発令されたときは前条第4項に準じて対応し、速やかに閉館措置をとる。

2 閉館する場合の手順等は、原則として第6節 閉館措置を準用する。

## 第5章 事後措置

(事後措置)

第31条 応急復旧は、館長以下職員が協力して対処する。館長等は、警戒宣言が解除され施設の利用に支障ないと判断して利用を再開しようとするときは、後片付け、破損修繕等の応急復旧を図ることとする。その際、外構部を含め施設の被害状況を目視により調査・確認をしなければならない。スタッフに協力を要請する際は、協会事務局と協議すること。なお、交通機能の混乱により、館長・副館長の通勤手段が確保できず、遅参又は欠勤となる場合が想定されるので、ローテーション以外のスタッフが要代替要員として勤務する必要があることがある。また、屋根から物が落下してくる場合があるので注意が必要である。特に出入口付近で危険がある場合は、通路を迂回させるなどの工夫をすることが望ましい。

- 2 館長等は、スタッフの協力を得て応急措置を行うこととするが、施設の破損修繕、後片付け等に業者の作業が必要なときは、協会事務局へ要請し、必要な作業を協会事務局の発注により措置する。
- 3 館長等は応急復旧を済ませた後、施設の運用に支障がないこと及び利用者に危険がないことを確認し、この確認後に利用者の入館を認めることとする。
- 4 館長等は、被害状況を調査したときは、その結果を別紙様式-4の被害状況報告書にまとめ、FAX又はEメールにより協会事務局に報告する。その場合、被害状況がわかる写真を添えることが望まし



い。

5 前項の報告は、被害がなかった場合においても行う。

6 協会事務局は、全施設の被害状況が把握できた時点で、区地域振興課へ報告する。

7 障害物が残存した場合は、以下の事業所へ連絡して撤去を依頼する。

- |                       |            |             |
|-----------------------|------------|-------------|
| (1) 倒木など道路上の障害物       | 瀬谷土木事務所    | TEL364-1105 |
| (2) 電柱の倒壊、電力線の切断      | 東京電力旭営業所   | TEL351-3011 |
| (3) 電話柱の倒壊、電話線の切断     | NTT 局番なし   | TEL 116     |
| (4) 公園、緑道等の街路樹の倒木     | 南部公園緑地事務所  | TEL831-8484 |
| (5) ゴミの堆積、道路上の動物の死骸除去 | 資源循環局瀬谷事務所 | TEL364-0561 |

(本復旧)

第32条 本復旧は、前記「被害状況報告書」に基づき協会事務局が区と協議して工事発注等により対応する。

附 則

(施行期日)

1 このマニュアルは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。